

告示

埼玉県告示第千二百二十八号

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第五十三号）第十条第一項の知事が告示で定める者及び同項に規定する知事が告示で定める手数料の額を次のとおり定め、平成三十年一月一日から施行する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 知事が告示で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - イ 木竹の植栽又は伐採、有害鳥獣の捕獲、工作物の建設に係る業務その他これらに類する業務のため、埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に関する条例施行規則（平成二十九年埼玉県規則第四十六号）別表に規定する山岳の区域（以下「山岳区域」という。）内に立ち入った者
 - ロ 人命救助に係る活動のため、山岳区域内に立ち入った者
 - ハ 山小屋の運営又は登山道の整備に係る活動のため、山岳区域内に立ち入った者
 - ニ 国又は地方公共団体の依頼により、動植物又は自然環境の保護に係る活動のため、山岳区域内に立ち入った者
 - ホ 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）の教育活動として行う実習その他の活動のため、山岳区域内に立ち入った者
 - ヘ イからホまでに掲げる者に類するものとして知事が認める者
- 二 知事が告示で定める手数料の額は、次のとおりとする。

埼玉県防災航空隊の緊急運航業務による救助一回（救助に係る航空機の運航の開始から救助を要する者の医療機関その他の場所への搬送の終了までをもって救助一回とする。）につき、当該救助に係る航空機の飛行の時間（当該時間が五分に満たない場合は五分とし、当該時間が五分を超える場合であつて五分に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。）五分ごとに五千円（ただし、一回の救助で複数の者が救助を受けたときは、救助を受けた者一人につき、当該救助に係る手数料の額を当該救助を受けた者の数で除した額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））。